

平成 31 年度 社会福祉法人みどり市社会福祉協議会

事業計画

【基本方針】

近年の我が国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進行しています。それに伴い、人口構造の変化が現れ少子化の進行とともに新たな福祉課題への対応が迫られています。

子どもの貧困問題や児童虐待による痛ましい事件の発生、高齢者に関しても同居家族等からの虐待による事件や事故も見受けられます。認知症高齢者とその介護者の問題、障がい者の社会参加や就労に向けての取り組み、判断能力に不安のある人に対する権利擁護など、多くの問題も顕在化しています。

これらの課題を複合的に抱えている世帯や個人もいることから、支援の在り方の転換に迫られており、国でもそれらに対応するために法制度を整備・改正しています。例えば、高齢者支援のために重度な要介護者になっても地域で住み続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを進化させ、従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」と「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人や資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることを目指す地域共生社会の構築を推進するなど、課題を解決するための分野横断的な体制づくりを進める必要性が高まっています。

そのような中で本会は、組織のあるべき姿をもう一度見直し、地域福祉の中核的な組織として市民の皆様や関係機関・団体等の皆様のご協力を仰ぎ、協働して地域づくりを進めていきたいと考えています。

とりわけ、地域の皆様が参加する行政区や福祉部の活動を支援するとともに世代や互いの立場を超えた地域福祉活動に取り組んでまいります。

本会では、これからも市民の皆様、福祉関係の皆様、各種機関・団体の皆様と手を携えて地域福祉の向上に邁進してまいります。これまでのご支援に対して感謝申し上げますとともに今後とも変わらぬご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【事業内容】

1 法人運営 予算総額 147,239,000 円

重点事項

- 社会福祉法人制度改革に則った法人運営と、円滑な事業執行を目的とした理事会、評議員会等を適宜開催します。
- 各種関係法令等の趣旨、改正等を踏まえ、既存の規程、要綱等の見直しを図るとともに、適正管理及び整備に努めます。
- 国、全国社会福祉協議会等からの情報を積極的に収集するとともに、ホームページや社協だよりを活用した情報発信を充実し、地域にあった事業展開に努めます。
- 平成 30 年度に設置した理事専門部会（総務部会・地域福祉部会）の運営を通じて、以下の点について調査研究していきます。総務部会では、法人の運営や企画、施設管理業務等に関することを検討し、経営組織のガバナンスの強化を図ります。地域福祉部会では、地域福祉活動の推進、介護事業所等に関することを検討し、地域福祉の充実と強化を図ります。

- (1) 理事会、評議員会、監事会、正副会長会、評議員選任・解任委員会等の開催 (総務企画課)
- (2) 諸規程及び要綱の整備 (総務企画課)
- (3) 広報・啓発・連絡調整 (総務企画課)
- (4) 苦情解決第三者委員会、理事専門部会（総務部会・地域福祉部会）、担当者会議等の開催 (総務企画課)
- (5) 会計経理等の正確かつ円滑な運用 (総務企画課)
- (6) 財政基盤及び組織基盤の強化 (総務企画課)
- (7) 情報共有の推進及び情報漏洩防止の推進 (総務企画課)
- (8) 調査・研究 (全部署)
- (9) 福祉活動研修事業の充実 (全部署)
- (10) 県内社会福祉協議会との連携 (全部署)

2 地域福祉事業 予算総額 6,059,000 円

重点事項

- 平成 30 年度に引き続き行政との連携・協働のもとに第 3 期となる地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定業務に取り組み、地域住民・市・社協が連携して地域の福祉課題を解決できるような実効性のある計画づくりを進めます。

- 福祉部の活動支援においては組織の継続性や多様性、活性化などに課題がある地域もあるため、各町圏域に配置した地域福祉コーディネーターが積極的に地域に出向いて地域の福祉活動を支援していきます。
- 権利擁護事業においては、認知症高齢者や精神障がい者などの増加に伴って日常生活自立支援事業や成年後見制度の取り組みのニーズが高まることが予想され、専門職だけでなく地域全体でこうしたニーズに対応することが望まれます。権利擁護事業に対する市民の理解が深まるように、周知・啓発活動に努めるとともに、日常生活自立支援事業の自主運営に向けた準備を進めます。

- (1) みどり市地域福祉活動計画 (全部署)
第2期みどり市地域福祉活動計画の5年次として、計画の進捗状況を検証し、引き続き地域住民・行政等と連携及び協働しながら地域福祉を推進する。
- (2) 地域の福祉活動への支援 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
各行政区及び福祉部の実施する福祉活動が円滑に進められるよう積極的に地域へ出向いた支援等を行う。
- (3) 心配ごと相談所事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
地域住民のあらゆる心配ごとの相談に応じ、適切な助言指導を行うため、相談者の社会生活の支援に寄与できるよう取り組む。
- (4) 入れ歯リサイクル事業 (地域福祉推進課)
福祉貢献事業の取り組みとして使われなくなった入れ歯を回収し、入れ歯に含まれる希少金属の収益を地域福祉活動の財源に繋げるとともに、循環型社会を形成し、環境改善活動を推進する。
- (5) 軽スポーツ用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
軽スポーツ用具を無料で貸し出し、各種大会、講習会、総合学習、行事やレクリエーションなどに活用していただき、福祉に対する理解を深め、健康増進や地域住民福祉活動に寄与することを目的に実施する。
- (6) 福祉体験用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
高齢者や障がいの疑似体験用具を無料で貸し出し、講習会や研修会、総合学習など福祉教育で活用していただき、疑似体験を通し、支援が必要な人に対する理解と関心を深めることを目的に実施する。
- (8) 日常生活自立支援事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
判断能力の不十分な高齢者及び障がいの契約行為や福祉サービス利用の支援、日常的な金銭管理の支援を図るため、関係機関との連携を推進する。
- (9) 社会を明るくする運動への協力 (地域福祉推進課)
犯罪や非行の防止と罪を犯した人の自立更生に対する理解を深め、それぞれの立場において協力し、犯罪や非行のない明るい社会づくり推進を目的とした事業協力を行う。

- (10) 区長会、民生委員児童委員協議会、福祉部との連携協力 (全部署)
各種事業の推進と実施にあたっての支援と協力、連携に努め、地域福祉の向上が図られるよう取り組んでいく。
- (11) 保護司会、更生保護女性会の活動支援 (地域福祉推進課)
会の運営や研修事業、各種活動について支援を行う。

3 ボランティア育成支援事業 予算総額 2,891,000 円

重点事項

- ボランティア情報の市民への提供とボランティアグループ間での共有を強化するとともに、ボランティア活動に対する理解と参画が進むように人材育成、活動の場の提供、相談対応、マッチング、コーディネートなどの機能を充実させていきます。
- みどり市で大規模な災害が発生し被災した時には本会が災害ボランティアセンターを設置・運営することになるため、運営体制や資機材など、不測の事態への備えを強化します。

- (1) ボランティアセンター (地域福祉推進課)
地域住民参加による地域活動推進のため、推進機関としての機能強化を図る。また、ボランティア活動や住民活動の促進を図り、情報提供コーナー、本会広報紙、ホームページを活用したボランティア情報の提供、社会資源の醸成、相談、育成、連絡、調整、斡旋等の機能向上を進める。
- (2) 災害ボランティアセンター (地域福祉推進課)
災害時に備え、被災者及び被災地を支援するボランティア活動が効果的かつ効率的に展開できるよう体制を整備する。
- (3) ボランティア講座 (地域福祉推進課)
ボランティア活動に関心を持つ人々や実践者等を対象に、活動に活かせる知識及び技能の習得並びに資質の向上を目指し、地域の要望等に沿った講座を開催する。
- (4) 善意銀行 (地域福祉推進課)
地域住民から寄せられる善意の金銭や物品の受入れを行い、活用に向けた払出し業務を実施する。
- (5) ボランティア活動保険等の取り扱い (地域福祉推進課、大間々・東支所)
ボランティア活動中の不慮の事故や賠償責任等に備えた次の保険制度の取扱いを行う。
- ① ボランティア活動保険
 - ② ボランティア行事用保険
 - ③ 福祉サービス総合補償

- (6) ボランティア団体等活動支援 (地域福祉推進課)
- ① ボランティア連絡協議会
加盟団体相互の連絡、調整及び連携を推進する組織の活動支援を行う。
 - ② 災害ボランティアの会
会の運営や研修事業、各種活動について支援を行う。
 - ③ その他ボランティア団体
各種ボランティア団体等の支援及び組織化を行う。

4 在宅福祉事業 予算総額 11,200,000 円

重点事項

- 安心支援事業では平成 30 年度にモデル指定地区が 7 行政区増加し 22 行政区となり、平成 31 年度には市全域での実施を見据えています。モデル指定地区の増加に伴って利用希望者は増加していますが、サポーターの人数が十分ではないため、地域での支え合いの重要性と事業の趣旨を広く市民に周知し担い手の発掘と育成に努めます。
 - ひとり暮らし高齢者は年々増加傾向にあります。在宅高齢者支援機関や安心支援コーディネーターによる在宅高齢者の実態把握で得られた情報からニーズを把握し、必要な福祉サービスへの橋渡しを推進します。
- (1) みどり市安心支援事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
支援が必要な高齢者等の日常生活を地域住民の参画により支えることを目的に、地域と連携して支え合い及び助け合い活動を推進する。
 - (2) 配食サービス事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
偏食になりがちな在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し定期的に食事を提供し、健康維持を図り、併せて地域の人々とのふれあい及び見守り支援と安否確認を図ることを目的に実施する。
 - (3) 訪問理容サービス事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々支所)
在宅の寝たきり高齢者や重度身体障がい者（児）に対し、衛生面の保持と在宅生活の支援を目的に実施する。
 - (4) 福祉車両貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
介護を要する高齢者、障がい者等に対し福祉車両を貸し出し、在宅生活の支援と社会参加の機会の提供に寄与することを目的に実施する。
 - (5) 日常生活用具貸出事業 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
介護保険法や障害者総合支援法等による日常生活用具の貸し付けを受けられない人々を対象に、在宅生活支援を目的に車椅子や介護用ベッド等の貸し出しを行う。

- (6) 家族介護者交流事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
日頃から在宅で家族介護をしている人に対し、一時の気分転換や情報交換等の場を提供することを目的に実施する。
- (7) 思いやり駐車場利用制度への協力 (地域福祉推進課、大間々・東支所)
公共施設や商業施設などに設置されている車いす使用者用の駐車スペースの適正利用を推進するために、群馬県が実施する制度の利用証交付や市民への啓発に協力する。

5 高齢者福祉事業 予算総額 101,053,000 円

重点事項

- 住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続するため、要介護状態への予防、介護、医療など様々なサービスを本人の状態に応じて提供することを目的に、心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助及び支援を包括的に実施する。また、総合事業により高齢者の自立した生活への支援に努めます。
- 国が提唱する地域包括ケアシステムの構築のための協議体を設置しました。町域ごとに設置した第2層協議体による話し合いの場の活性化を図り、市域の第1層協議体では第2層各圏域の取り組みや課題を共有できるように生活支援コーディネーターが中心となって高齢者の生活支援体制の整備を進めていきます。
- 介護予防普及啓発事業では地域のサロンの参加者が減少傾向にあります。特に男性の参加は全地区において少ないので、男性の参加が増えるようなプログラムの導入や参加者同士の声かけなどを推進し、できるだけ長く介護状態にならずに地域生活を営めるように介護予防の取り組みを進めます。

(1) 地域包括支援センター事業【一部受託】

(地域包括支援センター笠懸・大間々・東)

① 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

② 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

③ 権利擁護事業

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が

地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

(2) 生活支援体制整備事業【受託事業】

(地域福祉推進課、大間々・東支所、地域包括支援センター笠懸・大間々・東)
地域における不足サービスの創出や関係者のネットワーク構築のために情報共有及び連携・協働を推進する協議体の活性化を進める。

(3) 介護予防普及啓発事業【受託事業】 (地域福祉推進課、大間々・東支所)

地域の高齢者がふれあいを通じ、仲間づくりを推進し、地域で支え合うことで孤独感を感じたり、引きこもりにならないように繋がりを強化するとともに、心身機能の向上を図り、介護予防に向けた取り組みを実施する。

(4) 敬老旅行事業【受託事業】 (地域福祉推進課)

健康保持及び増進並びに高齢者相互の交歓及び親睦を図り、社会参加の促進と生きがいの高揚を図ることを目的に保養事業を実施する。

(5) 敬老行事地区事業 (地域福祉推進課)

地域住民が高齢者とのふれあいを通じて地域福祉ネットワークの発展や地域ケア体制の推進を目的に実施する。

(6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業【受託事業】

(総務企画課、地域福祉推進課、大間々・東支所)
スポーツ大会や教養講座、高齢者談話室(茶話会)等の事業を通じて高齢者の健康保持及び増進並びに社会参加の促進を図ることを目的に実施する。

(7) ひとり暮らし高齢者交流事業【受託事業】 (東支所)

独居高齢者の孤独感の解消と在宅生活の向上を目的に、相互の交歓と親睦の機会を提供することを目的に実施する。

(8) 在宅高齢者支援機関運営事業【受託事業】(地域福祉推進課、大間々・東支所)

地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を支援する。必要に応じて地域包括支援センターと連絡調整を行い、地域住民の利便を考慮し、身近なところで相談を受け付け、初期及び継続的な相談や実態把握、福祉サービスの調整等を行う窓口として運営する。

(9) 老人クラブの活動支援 (地域福祉推進課)

会の運営や研修事業、各種活動について支援を行う。

6 障がい者福祉事業 予算総額 19,830,000 円

重点事項

- 障害者福祉センター（地域活動支援センター、障がい者デイサービスセンター、相談支援事業所）の適正な運営に努め、利用者の自立生活の推進を図ります。また、つばさまつりをはじめ季節の行事や喫茶ぺちやくちやの運営を通じて地域との交流を図ります。

- (1) 障害者福祉センターの運営 (障害者福祉センター)
 - ① 地域活動支援センター【受託事業】

障がい者を通所利用の方法により、創作的活動や生産的活動の機会、地域社会との交流促進等の機会を提供し障がい者等の地域生活への支援や自立の推進を図る。
 - ② 障害者デイサービスセンター【受託事業】

心身障がい者に生活訓練、機能回復訓練、養護、入浴サービスなどを行い、心身障がい者の地域生活を支援し介護を行う家族の負担軽減を図る。
 - ③ 相談支援事業所【一部受託事業】

障害者自立支援法に基づき地域の障がい者（児）の日常生活を支援するため、本人及び家族や介護者等からの相談に応じ必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行い障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援に取り組む。
- (2) 障害者意思疎通支援事業（手話言語普及推進事業）【受託事業】 (地域福祉推進課)

障がいにより、コミュニケーションに支障のある人に手話通訳者や要約筆記者の派遣調整を行い、コミュニケーションの円滑化と日常生活の便宜を図ることを目的に実施する。
- (3) 障害者意思疎通支援奉仕員養成事業【受託事業】 (地域福祉推進課)

交流活動の促進や地域情報の提供など、障がい者の社会参加を促進と地域生活を支援する手話や朗読などの奉仕員を養成することを目的に実施する。

 - ① 手話奉仕員養成講座（入門編及び基礎編等の手話講習会）
 - ② 朗読奉仕員養成講座
- (4) 心身障害者療育訓練事業【受託事業】 (地域福祉推進課)

在宅心身障がい者（児）の社会適応訓練や体験学習の機会増大と社会参加を促進することを目的に実施する。
- (5) 視覚障がい者等録音テープ貸出事業 (地域福祉推進課)

ボランティアグループの協力により作成される市広報紙等の朗読録音テープを視覚障がい者等に貸し出し、音声による情報提供を行い、地域生活を支援することを目的に実施する。

- (6) 福祉パレードへの協力 (障害者福祉センター、地域福祉推進課)
知的障害者福祉月間 (9月) に実施される啓発事業への協力を行う。
- (7) 喫茶「ぺちやくちゃ」の運営支援 (障害者福祉センター、地域福祉推進課)
笠懸公民館内に設置している喫茶コーナーの運営を障がい者が行うことで地域交流とふれあい活動の推進が図れるように支援する。
- (8) 手をつなぐ育成会、身障者連盟の活動支援 (地域福祉推進課)
会の運営や研修事業、各種活動について支援を行う。

7 児童福祉事業 予算総額 260,000 円

重点事項

- 児童健全育成活動や世代間交流活動等を通じた子育て世帯の支援と児童の健やかな成長を支援します。
- 学童保育 (親老児童館及び笠懸東学童クラブ) では、保護者や関係機関等との信頼関係を築き、今まで以上に子育て世帯への支援と児童の健やかな成長の支援に力を注ぎ運営します。

- (1) 児童健全育成活動 (総務企画課)
年間を通じて親老児童館 (第1・第2)、笠懸東学童クラブ (第1・第2) を拠点として、児童健全育成活動及び世代間交流事業を実施する。
- (2) 地域子育てサロン【受託事業】 (総務企画課)
子育て当事者同士のふれあい、仲間づくり及び情報交換の場を開設し、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消や、地域の連帯強化の醸成を図ることを目的に実施する。
- (3) 児童福祉週間の啓発協力 (総務企画課)
児童福祉週間 (5月5日から11日) 啓発用ポスターの張り出し等を行い、児童福祉の推進を図る。
- (4) 学童・生徒の福祉教育活動推進事業 (地域福祉推進課)
市内の小・中学校が実施する福祉活動を推進するための活動費を助成する。

8 母子父子寡婦福祉事業 予算総額 734,000 円

重点事項

- 母子寡婦福祉団体では会員の高齢化と後継者の育成に課題がありましたが、若年層の母子世帯の加入が増えつつあります。子育てに一区切りついた世代が若いひとり親世代の良き理解者・助言者となっただけのように母子寡婦福祉団体と連携した支援に取り組みます。

- (1) 若年ひとり親家庭の組織化活動支援 (地域福祉推進課)
母子寡婦福祉団体と連携しながら、各種活動について支援を行う。
- (2) 若年ひとり親家庭の集いの実施 (地域福祉推進課)
若年化の傾向とともに様々な問題と不安を抱えるひとり親家庭の情報交換と、親睦を図ることを目的に実施する。
- (3) 親子ふれあい交流事業への活動支援 (地域福祉推進課)
ひとり親家庭相互の情報交換及び交流を図り、母子・父子並びに寡婦福祉活動の推進を図ることを目的に活動支援を行う。
- (4) 母子寡婦会の活動支援 (地域福祉推進課)
会の運営や研修事業、各種活動について支援を行う。

9 援護事業 予算総額 7,061,000 円

重点事項

- 生活困窮世帯の中には相談したくてもどこに相談したらいいかわからないケースもあると思われ、まだまだ潜在的な支援ニーズが埋もれていることが想定できます。生活困窮者自立相談支援機関の周知・啓発をさらに進め、生活困窮世帯が早期に困窮状態から脱却できるように関係機関との連携を深めて対象者に寄り添った包括的・継続的な支援に努めます。

- (1) 生活困窮者自立支援事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
生活困窮世帯が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関との連携等により本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、対象者の自立を促進する。
- (2) 法外援護費支給事業 (地域福祉推進課)
法律上の適用が困難で緊急かつ福祉的援護を必要とする世帯に対して、社会生活維持が営めるよう自立性を促し最低限の援護を行う。
- (3) 行路人貸付事業 (地域福祉推進課)
行路病者に対し、住所地へ向かうための最低限の援護資金の貸し付けを行う。
- (4) 交通遺児就学援助金給付事業 (地域福祉推進課)
道路上で発生した交通事故による遺児に対して、学資等の一部を給付して就学を援助し、社会的人材育成の支援を目的として行う。
- (5) 戦没者遺族援護事業【受託事業】 (地域福祉推進課)
戦没者遺族の援護と相互交流を図ることを目的とした事業を行う。

- (6) 戦没者追悼式への協力 (総務企画課、地域福祉推進課、大間々・東支所)
群馬県戦没者追悼式への参加協力、みどり市戦没者追悼式の実施協力を行う。
- (7) 遺族の会の活動支援 (地域福祉推進課)
会の運営や研修事業、各種活動等について支援を行う。

10 福祉資金貸付事業 予算総額 4,246,000 円

重点事項

- 本会の小口生活資金貸付事業、群馬県社会福祉協議会が実施し本会が申請窓口などの協力をしている生活福祉資金貸付事業ともに償還金の滞納が課題となっているため、世帯訪問を実施して生活実態を把握し、関係機関と連携して課題の解決を支援します。

- (1) 小口生活資金貸付事業 (地域福祉推進課)
一時的に困窮する低所得世帯に対し、資金の貸し付けと必要な援助を行い、経済的自立と生活意欲の促進を図り、世帯更生に寄与することを目的に実施する。
- (2) 生活福祉資金貸付事業への協力【県社協受託】 (地域福祉推進課)
低所得者、障がい者、高齢者世帯等の生活安定と自立を図るため、群馬県社会福祉協議会が実施する無利子又は低金利で貸し付ける各種資金の相談・申請窓口として、利用者の経済的自立と生活意欲を促進し、世帯更生に資することを目的に実施する。

11 共同募金事業 予算総額 3,608,000 円

重点事項

- 本会では赤い羽根一般募金と地域歳末たすけあい募金を配分いただき、地域の様々な関係者に参画いただきながら各種福祉事業を実施しています。その中で、時代によって変化していく地域のニーズを把握し偏りのない配分ができるよう、ニーズに沿った事業を実施できるように精査していきます。

- (1) 赤い羽根一般募金配分事業 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会より配分される赤い羽根一般募金を地域の福祉推進のための諸事業に活用する。
- (2) 地域歳末たすけあい募金配分事業 (地域福祉推進課)
群馬県共同募金会より配分される地域歳末たすけあい募金を地域の福祉

推進のための諸事業に活用する。

- (3) 共同募金会支会への協力 (地域福祉推進課)

群馬県共同募金会や共同募金会みどり市支会と連携を密にし、赤い羽根募金運動（募金月間 10 月から 12 月）や地域歳末たすけあい募金運動（募金月間 12 月）を通じて民間福祉活動の財源確保や、適正かつ有機的な地域配分などの取り組みについて、積極的に支援し、推進する。

12 居宅介護等事業 予算総額 108,298,000 円

(介護給付・予防給付・※総合事業)

※市町村が地域の実情に応じて必要な「生活支援」「介護予防」を総合的に行う事業

重点事項

- これまで以上に利用者（要介護者・要支援者・サービス事業対象者）に対して適正な目標に基づく自立生活を営むことへの支援を行います。サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と主体性を尊重し、公平・中立を旨とし、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図るものとします。

- (1) 居宅介護支援事業 (笠懸・大間々・東介護事業所)
利用者主体に基づき、介護相談、申請代行、要介護認定調査、関係機関との連絡調整、介護計画（ケアプラン）作成、保険給付管理及び対象者への継続的支援を行う。
- (2) 訪問介護事業 (笠懸・東介護事業所)
介護給付対象の利用者に対し、身体介護や生活支援（家事援助）サービスを提供し、利用者の希望に即したサービス提供体制の推進を図ることを目的に実施する。
- (3) 訪問入浴介護事業（休止） (大間々介護事業所)
介護給付対象の利用者に対し、在宅において健康的な生活と身体の清潔が保てるよう移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護サービスと健康管理を提供することを目的に実施する。
- (4) 通所介護事業 (東介護事業所)
介護給付対象の利用者を家族介護者等に代わり、通所の方法により日中お預かりし、身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の支援サービスを提供するとともに家族等の介護負担軽減を図ることを目的に実施する。
- (5) 要介護認定調査事業【受託事業】 (笠懸・大間々・東介護事業所)
市の依頼に基づき、介護給付費受給申請者のもとに訪問し、要介護認定にかかる調査を行う。
- (6) 総合事業の訪問介護事業 (笠懸・東介護事業所)
総合事業対象者に対し、身体介護や生活支援サービスを提供するとともに利用者の希望に即したサービス提供体制の推進を図ることを目的に実施す

る。

- (7) 介護予防訪問入浴介護事業（休止）（大間々介護事業所）
予防給付対象の利用者に対し、在宅において健康的な生活と身体の清潔が保てるよう移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供し、心身のリフレッシュ、清潔及び健康保持に寄与することを目的に実施する。
- (8) 総合事業の通所介護事業（東介護事業所）
総合事業対象者を家族介護者等に代わり、通所の方法により日中お預かりし、身辺衛生管理や心身機能維持、健康管理等の支援サービスを提供することを目的に実施する。
- (9) 障がい者居宅介護事業（笠懸・東介護事業所）
障がいのある利用者の生活支援（家事援助）、身体介護等を提供し、利用者の希望に即したサービス提供体制を推進し、利用者の在宅生活を支援する。

13 施設管理運営<市指定管理受託> 予算総額 240,659,000 円

重点事項

- 市が設置している公共施設の指定管理を受け、当該施設の管理業務を適正に運営します。

- (1) みどり市第1親老児童館（総務企画課）
こだまクラブ、のぞみクラブ及びはやてクラブの各学童クラブ活動を通じて、児童健全育成、子育て支援、世代間交流等を推進していく。
- (2) みどり市第2親老児童館（総務企画課）
ひかりクラブ及びやまびこクラブの各学童クラブ活動を通じて、児童健全育成、子育て支援、世代間交流等を推進していく。
- (3) みどり市第1笠懸東学童クラブ（総務企画課）
宙クラブ及び虹クラブの活動を通じて、児童健全育成、子育て支援、世代間交流等を推進していく。
- (4) みどり市第2笠懸東学童クラブ（総務企画課）
星クラブの活動を通じて、児童健全育成、子育て支援、世代間交流等を推進していく。
- (5) みどり市障害者福祉センター（障害者福祉センター）
地域で暮らす障がい者の地域支援施設として、地域活動支援センター、障害者デイサービスセンター、相談支援事業所の運営を通じて、障がい者及び保護者、家族の地域生活支援を行う。また、つばさまつりなどの行事を通じて地域交流の促進を図る。
- (6) みどり市立厚生会館（大間々支所）

地域住民の教養の向上やレクリエーション等のための場を提供し、多くの施設利用と福祉向上に寄与できるよう管理運営する。

- (7) みどり市温泉施設かたくりの湯 (総務企画課)
住民福祉の向上及び健康増進を図ることを目的に、多くの人々に利用いただけるよう管理運営する。また、浴槽の改修等によるサービスの充実を図る。
- (8) みどり市笠懸老人憩の家 (総務企画課)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身における健康増進を図れることを目的に管理運営する。
- (9) みどり市大間々老人憩の家 (大間々支所)
地域の高齢者に対し、教養の向上やレクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身における健康増進と、温泉の導入に伴う多くの地域住民の施設利用に寄与するよう管理運営する。
- (10) みどり市老人福祉センター (東支所)
地域の高齢者に対し、教養活動の機会や交流のための場を提供し、心身における健康増進が図られることを目的に管理運営する。
- (11) みどり市高齢者生活福祉センター (東支所)
地域生活に不安のある独居高齢者世帯等に対し、一定の期間の住居を提供し、自立生活の支援が図られることを目的に管理運営する。

14 その他

その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施を図ります。